

議案第14号

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部 を改正する条例

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成16年養父市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「養父市内に居住」の次に「し、勤務し、又は在学」を加える。

第12条各号列記以外の部分中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第1号中「107,000円」を「132,000円」に改め、同条第2号中「92,000円」を「113,500円」に改め、同条第3号中「59,000円」を「73,000円」に改め、同条第4号中「43,000円」を「53,000円」に改め、同条第5号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同条第6号中「14,000円」を「17,500円」に改め、同条第7号中「13,500円」を「17,000円」に改め、同条第8号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条に次の1項を加える。

3 団員が災害及び搜索活動の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。

(1) 火災等の災害又は搜索活動の場合 1回につき1,500円

(2) 風水害の場合 1日につき4,000円。ただし、1日のうち、職務に従事した時間が4時間を超えた場合は、8,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後に従事した職務に係る報酬について適用し、同日前に従事した職務に係る報酬については、なお従前の例による。

議案第14号 養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(任用)</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) 養父市内に居住する者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条</p> <p>団員には、次により<u>報酬</u>を支給する。ただし、機能別消防団員には<u>報酬</u>を支給しない。</p> <p>(1) 団長 年額<u>107,000円</u></p> <p>(2) 方面隊長 年額<u>92,000円</u></p> <p>(3) 副団長 年額<u>59,000円</u></p> <p>(4) 分団長 年額<u>43,000円</u></p> <p>(5) 副分団長 年額<u>26,000円</u></p> <p>(6) 部長 年額<u>14,000円</u></p> <p>(7) 班長 年額<u>13,500円</u></p> <p>(8) 団員 年額<u>13,000円</u></p>	<p>(任用)</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) 養父市内に居住<u>し、勤務し、又は在学する者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、次により年額報酬を支給する。ただし、機能別消防団員には年額報酬を支給しない。</u></p> <p>(1) 団長 年額<u>132,000円</u></p> <p>(2) 方面隊長 年額<u>113,500円</u></p> <p>(3) 副団長 年額<u>73,000円</u></p> <p>(4) 分団長 年額<u>53,000円</u></p> <p>(5) 副分団長 年額<u>32,000円</u></p> <p>(6) 部長 年額<u>17,500円</u></p> <p>(7) 班長 年額<u>17,000円</u></p> <p>(8) 団員 年額<u>16,000円</u></p> <p><u>3 団員が災害及び搜索活動の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。</u></p> <p>(1) <u>火災等の災害又は搜索活動の場合 1回につき1,500円</u></p> <p>(2) <u>風水害の場合 1日につき4,000円。ただし、1日のうち、職務に従事した時間が4時間を超えた場合は、8,000円とする。</u></p>